

**2023年度 事業報告書**  
2023年4月1日から2024年3月31日まで

**第1 総務関係**

**1 会員数及び異動状況（特別会員を除く）**

前年度末の会員数は、通常会員 353 名、地区会員 58 名、賛助会員 10 名の合計 421 名であったが、本年度は入会した通常会員が 3 名、退会した通常会員が 7 名、退会した地区会員が 0 名、2024 年 3 月 31 日現在の会員数は、通常会員 349 名、地区会員 58 名、賛助会員 10 名、合計 417 名となった。

四半期ごとの会員の増減状況は、次表のとおり。

本部・支部	前年度			第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			異動状況	
	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	通常	地区	賛助	入会	退会
本部	0	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0	4	0	0
北海道	42	4	0	42	4	0	42	4	0	40	4	0	40	4	0	0	2
東北	44	8	0	44	8	0	44	8	0	44	8	0	44	8	0	0	0
関東	36	2	2	36	2	2	36	2	2	37	2	2	37	2	2	1	0
信越	7	0	0	7	0	0	7	0	0	7	0	0	7	0	0	0	0
北陸	11	2	1	11	2	1	11	2	1	11	2	1	11	2	0	0	0
東海	32	4	0	32	4	0	31	4	0	31	4	0	31	4	1	0	1
近畿	35	11	0	35	11	0	34	11	0	34	11	0	34	11	0	0	1
中国	38	8	0	39	8	0	39	8	0	39	8	0	39	8	0	1	0
四国	25	6	3	25	6	3	25	6	3	25	6	3	23	6	3	0	2
九州	74	11	0	74	11	0	73	11	0	74	11	0	74	11	0	1	1
沖縄	9	2	0	9	2	0	9	2	0	9	2	0	9	2	0	0	0
計	353	58	10	354	58	10	351	58	10	351	58	10	349	58	10	3	7
合計	421			422			419			419			417			-4	

**2 税務関係確定申告等**

納税関係の申告について、次のとおり所轄税務署、都道府県等に関係書類を提出し、本部において支払い事務を行った。

(1) 法人税関係

2023 年 6 月 27 日、当協会に係る「令和 4 年度分の法人税の確定申告書」及び「令和 4 年度分の課税事業年度分の地方法人税の確定申告書」を顧問税理士法人より電子申告によって所轄の税務署に提出した。

(2) 償却資産税関係

2024 年 1 月 17 日、当協会に係る「令和 6 年度償却資産申告書」をそれぞれの所轄自治体に提出した。

(3) 法人都道府県民税・均等割関係

2023 年 6 月 27 日、当協会に係る「令和 4 年度分の都道府県民税・事業税の確定申告書」を顧問税理士法人より電子申告によってそれぞれの所轄都道府県税事務所に提出し、本部が各都道府県税事務所に支払を完了した。

(4) 法人市町村民税・均等割関係

2023 年 6 月 27 日、各支部に係る「令和 4 年度分の市町村民税の確定申告」を顧問税理士法人より電子申告によって各所轄の各市町村長に提出し、本部が各市町村長に支払を完了した。

(5) 消費税関係

2023 年 6 月 27 日、当協会に係る「令和 4 年度分の消費税及び地方消費税の確定申告書」顧問税理士法人より電子申告によって所轄の税務署に提出し、納付を完了した。

### 3 業務及び会計に関する監査

2023年5月15日、山本監事及び矢野監事により、2022年度事業、会計帳簿及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録）について監査を受けた。

### 4 第61回定時総会の概要

(1) 開催期日及び場所：2023年6月23日、アルカディア市ヶ谷（私学会館）「鳳凰」において開催

(2) 議決権数等：総通常会員数 358 名、総議決権数 415  
議決権行使会員数：256 名、行使議決権数 299

(3) 議事

第1号議案 2022年度事業報告書及び決算報告書の件

賛成の議決権数 320、反対の議決権数 0、保留 0 で原案どおり承認された。

第2号議案 2023年度事業計画及び予算書の件

賛成の議決権数 320、反対の議決権数 0、保留 0 で原案どおり承認された。

第3号議案 役員の選任の件

当協会の役員の任期は2年であり、本定時総会で全役員の選任を行う旨述べ、事務局に役員候補について説明行う。

賛成の議決権数320、反対の議決権数0、保留0で役員候補者全員承認された。

(4) 表彰

① 船舶無線工事に永年従事し、成績優良な方（3名）

北海道支部（1名）、近畿支部（2名）

② 船舶無線工事に付帯する業務に永年従事し、成績優良な方（1名）

関東支部（1名）

③ 会員の代表者であって、自ら無線工事に永年従事し、成績優良な方（2名）

北海道支部（1名）、北陸支部（1名）

### 5 各支部全体会議の開催日及び場所

(1) 北海道支部	2023年5月19日	札幌市内
(2) 東北支部	2023年5月18日	仙台市「秋保温泉」
(3) 関東支部	2023年5月16日	日光市「鬼怒川三日月ホテル」
(4) 信越支部	2023年5月11日	新潟市「新潟大学駅前キャンパス」
(5) 北陸支部	2023年5月12日	金沢市内
(6) 東海支部	2023年5月31日	名古屋市「サイプレスホテル名古屋駅前」
(7) 近畿支部	2023年5月19日	大阪市「ドーンセンター」
(8) 中国支部	2023年5月25日	広島市「広島オフィスセンター」
(9) 四国支部	2023年5月26日	松山市「ホテルマイステイズ松山」
(10) 九州支部	2023年5月19日	熊本市「国際交流会館」
(11) 沖縄支部	2023年5月12日	那覇市「沖縄青年会館」

## 6 理事会、四役会議及び全国事務局長会議の開催

### 1 理事会

第 184 回理事会（通常）（2023 年 6 月 23 日アルカディア市ヶ谷 6 階「伊吹西南」）  
次の議題について審議を行った。

第 1 号議案 第 182 回理事会後の経過報告について（報告）

第 2 号議案 規程の改正（決議）

以下の 1 項について確認・承認した。2 項については継続審議とした。

#### 1 一般社団法人全国無線協会会計処理規程の改正

平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備、構築物についての償却方法が改正されたため、規程の条文に明記し、誤字について修正し、不要な文言、科目を削除・追加した。

#### 2 給与規程の改正

70 歳以上の嘱託職員処遇の見直しについて説明をした。議案は継続審議とした。

定時総会後の臨時理事会において役付き役員及び監事を選出した。

第 186 回理事会（通常）（2023 年 10 月 26 日 電波会館 2F ICT 研修センター）

次の議題について審議を行った。

以下の事項について審議し、承認した。

第 1 号議案 規則・規程の変更追加について（決議）

#### 1 項 70 歳以上賃金給与の是正について

人員配置が適切ではなく嘱託職員で週 4 日勤務の方が、週 5 日勤務同等の作業量を行った場合は、賞与等を見直し是正を行う。

給与規則改訂に伴い、第 5 条 5 項の規則についても変更し、嘱託職員は、希望により週 4 日勤務を選択できる。希望日数で雇用契約する。

#### 2 項 新規入会員並びに通常会員の地位承継の承認について

関東支部、九州支部の下記 2 社について新規入会

関東支部：蟬屋ラジオ（会員番号 2330）千葉県

九州支部：吉野船舶電気（会員番号 12053）福岡県

九州支部の下記 1 社について地位の継承

有限会社谷山無線サービスから株式会社新日本総合建設へ地位の承継（鹿児島県）

#### 3 項 電子帳簿保存法の規則追加（報告）

電子帳簿保存法は、2024 年 1 月から施行されるが、電子帳簿保存法の細則は、国税庁の指針をもとに作成されており、そのため今後、指針の変更等により修正が予想される。本細則は、本部サーバー内に「電子帳簿保存法の細則」フォルダを作成し柔軟な運用と管理を行う。

電子取引の保存要件は下記となる。

- ・タイムスタンプが付された取引情報の授受
- ・取引情報の授受後（又は業務処理に係る通常期間経過後）速やかにタイムスタンプを付し、保存実施者又は監督者に係る情報を確認できるようにしておく。
- ・記録事項の訂正・削除を行った場合、その事実、内容が確認できるシステム又は訂正・削除ができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う。
- ・正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、運用する。

第 2 号議案 第 184 回理事会以降の経過報告について（報告）

第3号議案 現在の取り組みの報告について  
以下の項目について説明を行った。

(報告)

- 1 IT化の推進と作業の効率化への取り組み
  - 1) パソコンの換装  
10年以上経過したパソコンの換装を実施。
  - 2) Web会議の推進  
Web会議に使用しているアプリをZOOMからTeamsに変更し、年間14,000円のコスト削減を実施。
  - 3) ペーパーレス化の推進  
資料の電子化に向けて、会議で使用する資料は紙での事前送付は取りやめて、PDF等の電子媒体に変更しコストダウンを実施。
  - 4) 全工協ホームページ保守について  
これまで全工協ホームページは、本部事務局にて内容の追加・修正等を行っていたが、使用ソフトは保守契約が終了していて、今後新編集ソフトへ換装する必要があるが、月額5,700円ほど経費が掛かり外注委託に移行して、コスト削減を実施。
- 2 較正事業における較正環境の改善  
各支部で副標準器と非測定器接続用の同軸ケーブルの劣化が激しく、メーカーに発注を依頼して換装した。
- 3 職員の補充について  
協会本部所在地ハローワークに法人登録(マイページの開設)を行い、専属の求人支援員のアドバイスを頂きながら求人活動を行っている。例として、前経理担当の後任についてはマイページを活用して求人を行った。

第4号議案 2023年重点実施事項の進捗について  
以下の項目について報告した。

(報告)

- 1 無線局登録点検員研修会の実施  
2023年度の研修予定者数は259名で10月12日現在予定者を含めて99名が研修修了・応募に参加された。  
10月12日現在、中国支部、近畿支部、北海道支部(釧路地区、函館地区)が研修を終了。その内17名が新規研修。また11月末までに北海道支部(湧別)8名、北陸支部16名、九州支部18名を研修参加者は42名で新規は13名、聴講2名を予定。よって年度予定の更新者は109名/259名で約42%となっている。
- 2 電子申請の推進  
2023年度の新設及び再免の電子申請率は、9月末までの全国平均は、「75.1%」で内訳はMS S72.8%(新設68.9%、再免76.8%)、RO77.4%(新設75.1%、再免79.7%)となっている。  
2022年度は71.7%で国の目標である70%を超えている。現時点で昨年より3.4%増加している。
- 3 財政健全化の推移  
現在は、業務改革の見直しを優先して行っている。現状の取り組みを記載したが、日常業務の改善を進めている。今後財政健全化について検討を進める。

第5号議案 2023年度中間決算報告について (報告)

2023年4月から9月までの上期決算の要約は以下の通り報告した。

1 貸借対照表

1) 資産の部

① 現金預金、未収金等の流動資産合計額	87,952 千円
② 特定資産、その他固定資産の固定資産合計額	304,192 千円
③ 資産合計額 (①+②)	392,144 千円

2) 負債の部

④ 流動負債合計額	2,322 千円
⑤ 固定負債合計額	30,447 千円
⑥ 負債合計額 (④+⑤)	32,769 千円

3) 正味財産の部

⑦ 正味財産合計額 (③-⑥)	359,376 千円
-----------------	------------

4) 負債・正味財産の合計額 (⑥+⑦)	392,144 千円
----------------------	------------

2 正味財産増減計算書 (損益計算書)

① 特定資産運用益、受取会費、事業収益、雑収益の経常収益合計額	96,985 千円
② 事業費、管理費の経常費用合計額	83,762 千円
③ 当期経常増減額の合計額 (①-②)	13,223 千円
④ 一般正味財産期首残高合計額	346,153 千円
⑤ 一般正味財産期末残高合計額 (③+④)	359,376 千円

第188回理事会 (通常) (2024年3月22日 電波会館2F ICT 研修センター)

次の議題について審議を行った。

第1号議案 2023年度決算見込みと2024年度予算について (決議)

以下の事項について審議し、承認した。

1 2023年度決算見込みの報告

① 特定資産運用益、受取会費、事業収益、雑収益の経常収益合計額	164,111 千円
② 事業費、管理費の経常費用合計額	170,733 千円
③ 当期経常増減額の合計額 (①-②)	-6,622 千円
④ 一般正味財産期首残高合計額	346,153 千円
⑤ 一般正味財産期末残高合計額 (③+④)	339,531 千円

2 2024年度予算 (案)

① 特定資産運用益、受取会費、事業収益、雑収益の経常収益合計額	163,703 千円
② 事業費、管理費の経常費用合計額	168,803 千円
③ 当期経常増減額の合計額 (①-②)	-5,100 千円
④ 一般正味財産期首残高合計額	339,529 千円
⑤ 一般正味財産期末残高合計額 (③+④)	334,429 千円

第2号議案 能登地震被災義援金について (決議)

以下の事項について審議し、承認した。

1 地震発生

1月1日に発生した能登地方の地震とそれに伴って発生した津波によって震源地に近い奥能登地域を中心に北陸地方に甚大な被害をもたらした。  
この地域で事業を行っている当協会会員の中で北陸支部の奥能登周辺地域の1市2町村において家屋・事務所に被災された方が7社で発生した。

2 義援金の募集

今回の地震に能登地域の今後の船舶無線工事及び当協会の組織に大きな影響を与えるも

のと考え、当協会の設立目的である「会員の相互連帯と船舶無線工事業者の共益的利益の実現」をめざし積極的に活動することが求められるため、能登地震で甚大な被害に被災した会員への支援活動の一環として1月18日に一般社団法人全国船舶無線協会職員各位に義援金の支援について協力願いを行った。義援金の総額は、「106,000円」となった。

2011年の東日本大震災では全会員様に目標550万円とし義援金を募り6,942,350円もの心温まる義援金が寄せられた。

今回は、全会員様への義援金を募らずに協会内資産と慰問金・職員義援金を合わせて同等の援助を行う。

協会見舞金は東日本大震災時と同様に、事務所に被害がある会員6社に対しては10万円、事務所に被害が無いが今後の事業運営に大きな影響を及ぼすと思われる1社には、5万円を送る。表1は会員様別の地域と被災状況並びに支援金を現す。

表1：職員義援金・災害慰問金・協会見舞金

地区	会員名	被災場所	被災状況	職員義援金	災害慰問金	協会見舞金	小計
輪島市	(有)日東電機	事務所	事務所に被害があり、仕事のめどたたず	15,000	20,000	100,000	135,000
	(株)弘栄電機商会	事務所	事務所に被害があり、仕事のめどたたず	15,000	20,000	100,000	135,000
能登町小木地区	共栄無線(株)	能登営業所	事務所は傾いており、仕事のめどたたず。事務所の移転を検討	15,000	20,000	100,000	135,000
	大友商会	事務所	倒壊はないが、屋根の損傷により雨漏りも発生。仕事のめどたたず	15,000	20,000	100,000	135,000
	根室無線電機(株)能登営業所	事務所	事務所に被害があり、仕事のめどたたず	15,000	20,000	100,000	135,000
	古野電気(株)金沢営業所	小木出張所	出張所建屋は無事だが、ロッカー・机・書類が散乱している状況。周辺道路も損壊している為、再開時期については未定。	15,000	20,000	50,000	85,000
穴水町	能登電機サービス	事務所	倒壊はないが、水漏れや屋根の損傷による雨漏りも発生。	15,000	20,000	100,000	135,000
職員義援金振り分けのあまり				1,000	0	0	1,000
職員義援金・慰問金・見舞金の合計				106,000	140,000	650,000	896,000
職員義援金・慰問金・見舞金の送料(あまりを充当)				5,917			

### 3 今後の支援について

- ① 理事会承認後、協会からの義援金（災害慰問金及び協会見舞金）を支給  
地震発生が1月1日だったので、第4四半期の会費と2024年の会費を免除。

#### 第3号議案 特定資産取扱い改訂について

(決議)

以下の事項について審議し、承認した。

#### 1 支部整備積立預金並びに支部基金の全廃について

今後特定資産のうちの「支部整備積立預金」及び「支部基金」は全廃し、管理会計上の残額を本部管轄の流動資産に組み入れることとした。合わせて、規程類の見直しも行う。全廃の理由については2項以降に記載した。

#### 2 支部整備積立預金並びに支部基金の全廃理由

##### 一) 概要

特定資産取扱規程の第2条に目的が決められており。目的は2011年当時定款第6条、2013年以降は、定款第4条に記載されている。

##### 一) 経緯

#### ① 支部整備積立預金の創設

第 143 回理事会（2010 年 3 月）において特定資産に追加された。

本協会定款第 6 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事業に関し、支部の事業及び組織の整備のための特定資産と定義付けされている。

② 支部基金の経緯（会計一元化前）

第 155 回理事会で許認可申請書及び点検結果通知書の事前審査料を 4 月 1 日より全国統一することが決定されたため、これに伴う措置として半期決算毎の支部拠出金の受け皿及び各支部運営費の過不足に対する補充財源を確保し、これを支部基金とする。

一3) 2023 年度の取り扱い

① 第 182 回理事会（2023.3）第 3 号議案 2 項で決議された、2023 年度中の支部基金への繰り入れを、2024 年度のキャッシュフローの観点から取りやめ、同 3 項で決議された取崩も取りやめる。

② 第 187 書面理事会（2023.1）での PC 購入決議に際して、支部毎に処理が異なる現状。特定資産がある黒字支部は「支部整備積立預金」or「支部基金」からの取り崩し。特定資産のない支部からは本部流動資産からとまちまちな処理。

③ 特定資産取扱規程及び定款で定める、「支部整備積立預金」及び「支部基金」内容から実質的な差異は見られないばかりか、より広範な範囲を対象定義する「支部整備積立預金」から年次黒字を定義対象の狭い「支部基金」に繰り入れるなど、運用上も差異がない。

④ 更に、「支部整備積立預金」及び「支部基金」に関しては、既に物理的に口座は本部管理下の口座に一元化されており、「支部整備積立預金」及び「支部基金」が区分された口座・通帳はもはや存在しない（あくまでも管理会計上の話）。

⑤ コロナ禍で一時的に膨らんだ過去数年間の黒字財政が今後継続する可能性は低く、寧ろ構造的な赤字体質に逆行する恐れもある（これに関しては、更なる体質改善・強化を行う）ので、謂わば黒字額を一時的にプールする特別な資産区分は不要と考える。それ以外の特定の目的のための準備金的資産区分は継続。

第 4 号議案 第 62 回定時総会会長表彰の推薦について

会長表彰者候補について審議し、8 名に表彰状等を贈ることを決定した。

第 5 号議案 第 186 回後の経過報告について

（報告）

以下の項目について報告を行った。

- 1 項 副標準器（信号発生装置）及び事務機器購入にかかわる特定資産の取崩について
- 2 項 VPN 設備老朽化に伴う換装について
- 3 項 請求書システムについて
- 4 項 全工協ホームページリニューアル作業
- 5 項 楽々申請の修正について
- 6 項 給与明細発行システムについて
- 7 項 業務改革について

第 6 号議案 2023 年度及び 2024 年度重点実施事項の進捗

（報告）

下記項目について報告を行った。

昨年度に続き 1～3 について継続して重点項目として取り組んできた。

また、第2議案5項並びに7項のように事務局長会議で取り組んでいる業務改革についても今年度の重点項目として取り組み見えるような形で取り組んでいく。

1. 無線局登録点検員研修会の実施

2023年度については、9支部で対面による研修会を実施した。本年度も引き続き研修会実行委員会との連携を図り、また、各支部と連絡を密に取りながら、支部主催による対面での研修会の実施に取り組む。

2. 電子申請の推進（MSS/RO 新設・再免）

2024年1月末にはMSS及びROのそれぞれの新設、再免の合計実施率は73.2%及び78.9%となり、昨年より、それぞれ2%程度増加した。国の目標の70%を達成したが、引き続き各支部と連携を図りながら電子申請を推進する。  
法令対策委員会と登録点検マニュアルの最新性の維持

3. 財政健全化の推進

事業収入に係る基本的な構造は変えておらず、今後も収益増は期待できないため、引き続きIT技術を活用し経費削減を中心とした財政健全化を進めていくことが必要。

4. 業務改革の推進

- ・全工協ホームページリニューアルにより会員様ページの利便性向上や、修正等の作業効率の改善とコストダウンを図る。
- ・楽々申請の更新を実施して電子申請等の効率アップを図る。
- ・請求署システムの不具合改善に取り組む。

第7号議案 第62回定時総会について

第62回定時総会の日時、場所、目的事項（議題）が決定した。

定款第40条に基づく決議の省略（書面理事会）

次の議題について書面理事会を開催し、理事会全員の同意を得て、また監事から異議の申し立てがなかったため定款第40条の規定に基づき理事会決議を省略して承認した。

第183回理事会（書面）（2023年5月24日～2023年6月4日）

第1号議案 第61回定時総会議案書（案）の提案について

以下の事項について承認した。

2023年5月15日付で監事による2022年度の業務会計に関する監査が行われ、適正に実施・処理されているとの報告を受け、また、来期の役員候補者が確定したことから「第61回定時総会議案書（案）」を6月23日開催予定の第61回定時総会に諮ることとした。

第2号議案 新規入会について

以下の事項について承認した。

中国支部：船田産業株式会社（会員番号2820）広島県

第185回理事会（書面）（2023年7月14日～2023年7月28日）

第1号議案 本協会理事経営会社と東北支部間の取引承認について

以下の事項について承認した。

本部事務局からソフト改修・機器購入金額について精査し妥当との連絡があった。今回稟議書記載の取引会社が、本協会理事経営会社との取引となるため、定款第29条（2）項に抵触する。本取引について承認の判断を求めた。

第 2 号議案 特定資産支部基金取崩しの承認について

以下の事項について承認した。

今回購入する機器は、事業を遂行するために必要な重点機器に該当する。今回の機器購入に対して定款第 4 条（1）～（3）に該当すると判断し、特定資産取扱規程に則り、特定資産・支部整備積立預金の目的取崩しに該当し引き当て事とする。しかし、東北支部には、支部整備積立預金が無いため、特定資産取扱規程の 5 項、支部基金も同様の目的取崩しに該当する。よって支部基金からの目的取崩し承認の判断を求めた。

特定資産・支部基金（普通預金）：55,566,512 円  
 機器購入費：1,056,000 円  
 目的取崩し後：54,510,512 円

第 187 回理事会（書面）（2024 年 1 月 23 日～2024 年 2 月 7 日）

第 1 号議案 副標準器（信号発生器装置）購入及び購入費の測定器整備積立預金の取崩し承認について

以下の事項について承認した。

標準信号発生器購入費用は、測定器整備積立預金を取崩して、購入費として充てる。

特定資産・測定器整備積立預金（普通預金）：44,397,536 円  
 機器購入費：4,520,000 円（税抜き）  
 ：4,972,000 円（税込み）  
 目的取崩し後：39,425,536 円

第 2 号議案 支部事務機器購入及び購入費用の特定資産支部基金目的取崩しの承認について

以下の事項について承認した。

各本部・支部で利用している業務用パソコンの現状調査を実施。

当協会での利用状況からマイクロソフト並びにインテルが推奨している性能以下のパソコンを調査し、該当するパソコンについて換装を実施した。

支部名	使用 PC	低性能 PC 数	支部名	使用 PC	低性能 PC 数
北海道	3	1	近畿	3	1
東北	3	0（換装済み）	中国	2	0
関東	5	0（換装済み）	四国	2	2
北陸	1	1	九州	3	0
東海	3	1	沖縄	2	1
本部 （事務用）	5	0（2 台換装済み）	本部（会議用 など）	2	0

低性能パソコンと同時に使用するモニターについても下記表に従い購入した。

支部名	パソコン 購入台数	モニター 購入台数	パソコン 購入費	モニター 購入費	小計
北海道支部	1	1	113,205	45,478	158,683
東海支部	1	1	113,205	45,478	158,683
北陸支部	1	1	113,205	45,478	158,683
近畿支部	1	1	113,205	45,478	158,683
四国支部	2	2	226,410	90,956	317,366
沖縄支部	1	1	113,205	45,478	158,683
小計	7	7	792,435	318,346	1,110,781
消費税			79,243	31,835	111,078
合計額			871,678	350,181	1,221,859

上記内容から、業務用パソコン換装（モニター含む）費用（税込）「1,221,859円」について支部整備積立預金並びに支部基金から捻出するため、承認を得た。支部整備積立預金が無い支部については、支部基金から取崩しを行う。

支部整備積立預金（普通預金）	: 78,056,272円
支部整備積立預金（取崩し額）	: 872,756円
支部整備積立預金（取崩し後の預金額）	: 77,183,516円
支部基金（普通預金）	: 54,510,512円
支部基金（取崩し額）	: 349,104円
支部基金（取崩し後の額）	: 54,161,408円

## 2 四役会議

2023年度については、月次報告等を実施し今年度は4役会議を開催していない。

## 3 全国事務局長会議

今年度から、事務局長会議の意見を聞いて理事会に反映させるため。また支部長と支部事務局長間で各支部の問題点等を話し合い、理事会へ上げることとした。

2023年度第1回事務局長会議（Web会議）（2023年8月3日10:00~11:30）

次の議題について説明と意見交換を行った。

- 議題1 70歳以上の賃金について
- 議題2 事務局長会議の運営や議事などのご相談
- 議題3 雇用問題について

2023年度第2回事務局長会議（Web会議）（2023年10月12日10:00~11:40）

次の議題について説明と意見交換を行った。

- 議題1 勤務状況表の記入方法についてのお願い。
- 議題2 全工協のホームページの見直し
- 議題3 賃金・給与査定について
- 議題4 許認可申請補助業務に対しての調査を依頼した。
- 議題5 第186回理事会議事次第について

2023年度第3回事務局長会議（Web会議）（2023年12月18日13:00~15:45）

次の議題について説明と意見交換を行った。

- 議題1 全工協ホームページリニューアルについての企画案説明会  
（株式会社 エム.ティ.ティ様から説明）  
本件については、広報委員会の方にも参加。
- 議題2 標準信号発信器（アンリツ製 68347C）故障後の対応について
- 議題3 2024年度の副標準器較正時期（案）について
- 議題4 各支部別許認可事業作業についての中間報告

2023年度第4回事務局長会議（電波会館ICT研修センター）

（2024年2月27日13:00~17:30）

次の議題について説明と意見交換を行った。

- 議題1 (1) 2023年度決算予想&2024年度予想  
2023年度見込 2024年度予算一覧表
- 議題2 能登地震被災義援金について
- 議題3 副標準器（信号発生装置）購入及び購入費の測定器設備積立預金取崩について
- 議題4 VPN設備老朽化に伴う換装について
- 議題5 請求書システムについて
- 議題6 全工協ホームページリニューアル作業
- 議題7 楽々申請の修正

- 議題8 給与明細発行システムについて
- 議題9 本会の表彰について
- 議題10 業務改革について
- 議題11 次年度の重点項目について
- 議題12 特定資産取扱い改訂について

2023年度第5回事務局長会議（Web会議）（2024年3月21日10:00~11:30）  
次の議題について説明と意見交換を行った。

総務省よりご指摘のあった登録検査等事実施マニュアルの改修について

点検後の措置 3.4.1 無線設備等の点検実施報告書の作成

修正案、「提出年月日」の「書面検査を希望する総合通信局長・・・」、「提出先」の「書面検査を希望する総合通信局長・・・」について、総務省の規程に沿った記載に修正をする。

## 7 専門委員会等の開催

次の専門委員会等を開催した

水洋会部会

運営・業務委員会（委員長：日本無線株式会社 中島氏）

- 第57回運営・業務委員会（2023年5月25日）
- 第58回運営・業務委員会（2023年7月21日）
- 第59回運営・業務委員会（2023年9月12日）
- 第60回運営・業務委員会（2023年11月17日）
- 第61回運営・業務委員会（2024年1月23日）
- 第62回運営・業務委員会（2024年3月19日）

技術委員会（委員長：日本無線株式会社 大槻氏）

- 第118回技術委員会（2023年4月25日）
- 第119回技術委員会（2023年5月30日）
- 第120回技術委員会（2023年6月27日）
- 第121回技術委員会（2023年7月25日）
- 第122回技術委員会（2023年8月29日）
- 第123回技術委員会（2023年9月29日）
- 第124回技術委員会（2023年10月19日）
- 第125回技術委員会（2023年11月30日）
- 第126回技術委員会（2024年12月22日）
- 第127回技術委員会（2024年2月8日）
- 第128回技術委員会（2024年2月29日）
- 第129回技術委員会（2024年3月26日）

広報委員会（委員長：一般社団法人全国漁業無線協会 杉崎氏）

- 第1回広報委員会（2023年4月26日）
- 第2回広報委員会（2023年7月27日）書面委員会
- 第3回広報委員会（2023年11月6日）書面委員会
- 第4回広報委員会（2023年12月19日）書面委員会

## 8 役員（特別会員に限る。）及び職員（2024年3月31日）

### 1 役員本部職員

- ① 役員 1名（会長理事）
- ② 職員 4名（普通職員1名、普通管理職員1名、嘱託管理職員2名）

### 2 支部職員

- ① 事務局長 10名（特別会員普通管理職員2名、特別会員嘱託管理員8名）
- ② 職員 12名（普通管理職員3名、普通職員3名、嘱託管理職員1名、嘱託職員1名、臨時職員4名）

### 3 水洋会

- ① 事務局長 1名（嘱託管理職員1名）

## 第2 事業関係

当協会は、海上関係無線局（船舶局、特定船舶局、無線航行移動局、遭難自動通報局、無線標定移動局、船舶地球局、海岸局等）における電波利用の促進が円滑に図られるよう、以下の各種業務に取り組んでいる。

特に海上における通信は、陸上とは大きく異なった利用環境に置かれているため、先ず無線による通信手段を確保することが人命財貨の保全に必須のものであるとの考えの下に、定款において、船舶の航行の安全の確保に寄与することを目的に掲げている。

### 1 海上関係無線局の開設・運用に係る申請等の手続及び検査に係る支援事業

#### (1) 許認可申請支援事業

電波法では、無線局を開設しようとする者は、原則として総務大臣の免許を受けなければならないこととされており、当協会では、海上関係の無線局の免許申請、変更申請（届）、再免許申請に係る手続に関し、無線局の免許人（ユーザ）又はその代理人（工事業者等）からの要請に基づき助言などのサポートを行っている。

これらのサポートは、不特定多数の船舶の所有者や運航者をはじめとする海運関係者や漁業関係者など、無線の利用を希望する者の利益の増進に寄与している。

#### ① 無線局免許申請書等の事前点検事業

会員の多くは、海上通信を行うための船舶無線設備及び航法 GPS やレーダーなどの航海機器を販売するとともに、船舶無線工事業を営んでいる。これらの無線設備を使用可能とするには、前述のとおり総務大臣の許認可を得る必要があるため、無線設備販売の付帯業務として船舶所有者等から委任を受けて電波法に基づく無線局の申請書等を作成し、その許認可申請手続業務を行っている。

当協会では、これらの申請手続をサポートするため、主に会員及びその従業員を対象に年一回程度の講習会を開催して関係法令の周知を行うとともに、会員等が無線局申請書等の事前審査を希望する場合には、当局へ提出する前に申請書等の様式や記載内容が関係法令に合致しているかどうかを点検している。

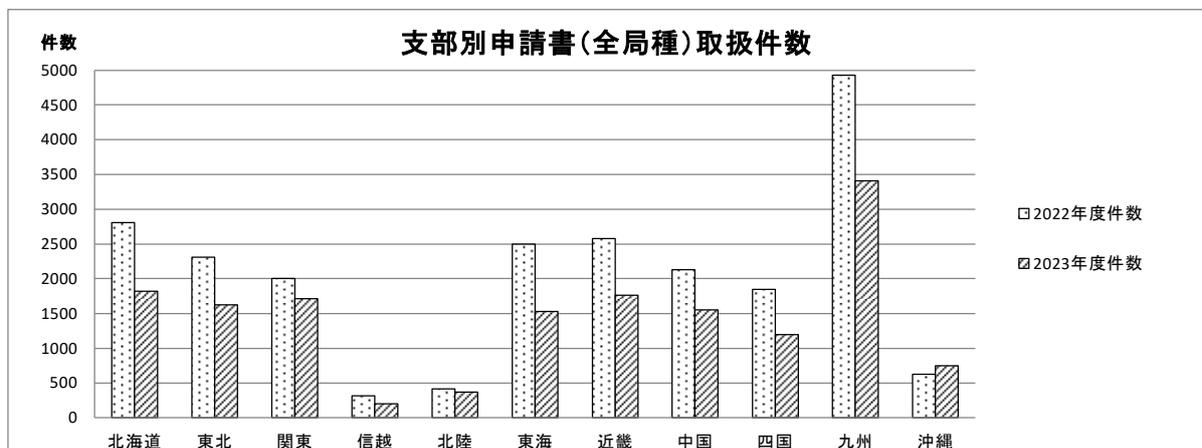
#### ② 電子申請の推進とデータベース構築を含む電算機処理の促進

海上関係無線局の電子申請は、陸上関係無線局に比べその進捗が大幅に遅れているため、電子申請の推進を事業計画に掲げて会員に協力要請を求め、2023年度の特定船舶局（MSS）と無線航行移動局（RO）の新設・再免の合計の電子化率は76.4%（前年度比+3.6%）であった。

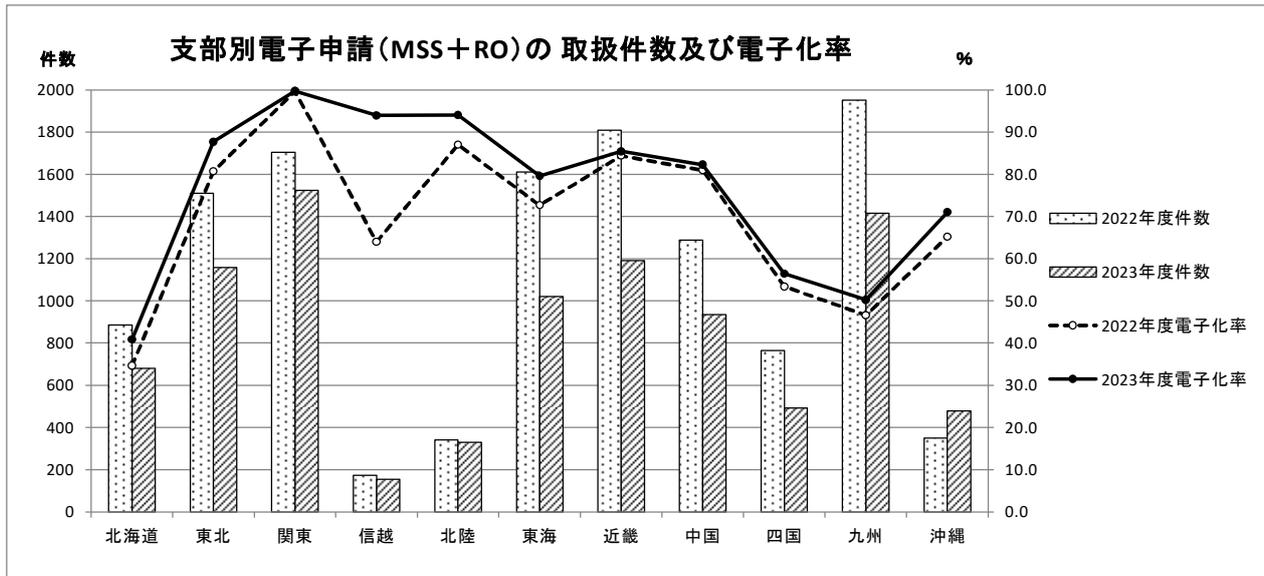
③ 書面申請及び電子申請の事前審査の取扱件数

局 種	区 別	2023年度申請件数				2022年度申請件数			
		書 面	電 子	合 計	電子化率	書 面	電 子	合 計	電子化率
MSS (特定船舶局)	新 設	451	996	1,447	68.8%	550	1,185	1,735	68.3%
	変 更	1,761	2,836	4,597	61.7%	3,533	4,565	8,098	56.4%
	再 免	1,212	4,255	5,467	77.8%	1,495	4,162	5,657	73.6%
	その他	294	232	526	44.1%	301	291	592	49.2%
	合 計	3,718	8,319	12,037	69.1%	5,879	10,203	16,082	63.4%
MS (船舶局)	新 設	121	0	121	0.0%	138	0	138	0.0%
	変 更	1,273	0	1,273	0.0%	1,379	0	1,379	0.0%
	再 免	128	4	132	3.0%	143	7	150	4.7%
	その他	117	0	117	0.0%	117	0	117	0.0%
	合 計	1,639	4	1,643	0.2%	1,777	7	1,784	0.4%
RO (無線航行移動局)	新 設	157	458	615	74.5%	218	495	713	69.4%
	変 更	93	167	260	64.2%	149	208	357	58.3%
	再 免	154	668	822	81.3%	575	1,771	2,346	75.5%
	その他	76	60	136	44.1%	97	92	189	48.7%
	合 計	480	1,353	1,833	73.8%	1,039	2,566	3,605	71.2%
MR (無線標定移動局)	新 設	44	0	44	0.0%	63	0	63	0.0%
	変 更	53	0	53	0.0%	45	0	45	0.0%
	再 免	0	0	0	-	533	0	533	-
	その他	1	0	1	0.0%	1	0	1	-
	合 計	98	0	98	0.0%	642	0	642	0.0%
DS (遭難自動通報局)	新 設	9	3	12	25.0%	1	3	4	75.0%
	変 更	1	0	1	0.0%	0	0	0	-
	再 免	1	0	1	0.0%	1	2	3	-
	その他	0	0	0	-	0	0	0	-
	合 計	11	3	14	21.4%	2	5	7	71.4%
FC (海岸局)	新 設	7	0	7	0.0%	1	0	1	0.0%
	変 更	63	0	63	0.0%	109	0	109	0.0%
	再 免	0	0	0	-	0	0	0	-
	その他	4	0	4	0.0%	0	0	0	-
	合 計	74	0	74	0.0%	110	0	110	0.0%
その他の局種	新 設	54	25	79	31.6%	57	22	79	27.8%
	変 更	45	8	53	15.1%	38	1	39	2.6%
	再 免	62	14	76	18.4%	97	9	106	8.5%
	その他	9	10	19	52.6%	2	11	13	84.6%
	合 計	170	57	227	25.1%	194	43	237	18.1%
合 計		6,190	9,736	15,926	61.1%	9,643	12,824	22,467	57.1%

④ 支部別申請書(全局種)事前審査の取扱件数(2023年度)



⑥ 支部別電子申請（MSS+RO）の取扱件数及び電子化率（2023年度）



⑥ 免許申請等の相談事業

当協会のホームページ及び機関誌「むせんこうじ」を通じて無線局（船舶局）の申請等の手続に関する情報を広く提供した。

(2) ラジオ・バイ等の符号内示割当事業

海洋漁場における通信では、海洋に仕掛けた漁網やえ縄などに付けられたバイの位置を知らせるための無線装置（ラジオ・バイ等という。）やバイの呼出・応答などの無線通信設定を自動的に行うための無線装置（選択呼出装置という。）が用いられている。これらの装置には、それぞれの無線装置を識別するための符号（個別 ID 番号）が物理的に必要であり、これは電波の発射源を明示する必要からも無線局免許の際の要件とされている。これらの装置に使用する識別信号を要する無線装置は、簡易な免許手続により免許の取得が可能であり、製造過程において工場であらかじめ符号を書き込んで出荷する必要がある。

このため、当協会では、物流の円滑化と船舶漁業関係者の早期出荷の要求に応えるとともにラジオ・バイ等の免許手続の円滑化を図るため、申請に必要な識別信号の内示サポートを行っている。

バイ等の製造業者からの申請に基づき、2023年度は次の符号等の内示割当事務を行った。

- ① ラジオ・バイの標識符号：181 件（前年度比+38 件）
- ② セルコール・バイの標識符号・選択呼出番号：171 件（前年度比-32 件）
- ③ 40MHz 帯漁業用無線局の選択呼出番号：8 件（前年度比-4 件）

(3) 登録検査等支援事業

電波法では、原則として無線局を開設するときの検査（以下「新設検査」という。）、無線局の無線設備を変更するときの検査（以下「変更検査」という。）のほか一定の期間ごとに無線局の検査（以下「定期検査」という。）を受けることとされており、当協会では、これらの検査が適正かつ確実に実施されるように、無線局の免許人（ユーザ）及びその代理人（工事業者等）からの要請に基づき助言などのサポートを行っている。

これらのサポートは、不特定多数の船舶の所有者や運航者をはじめとする海運関係者や漁業関係者など無線を利用する者の利益の増進に寄与している。

- ① 無線局の検査には電波法に基づく新設検査、変更検査、定期検査等があり、無線局の受検の方法としては、(ア) 国の検査を受ける方法、(イ) 検査の一部を省略として民間の登録検査等事業者による点検を受ける方法、(ウ) 民間の登録検査等事業者による検査を受ける方法

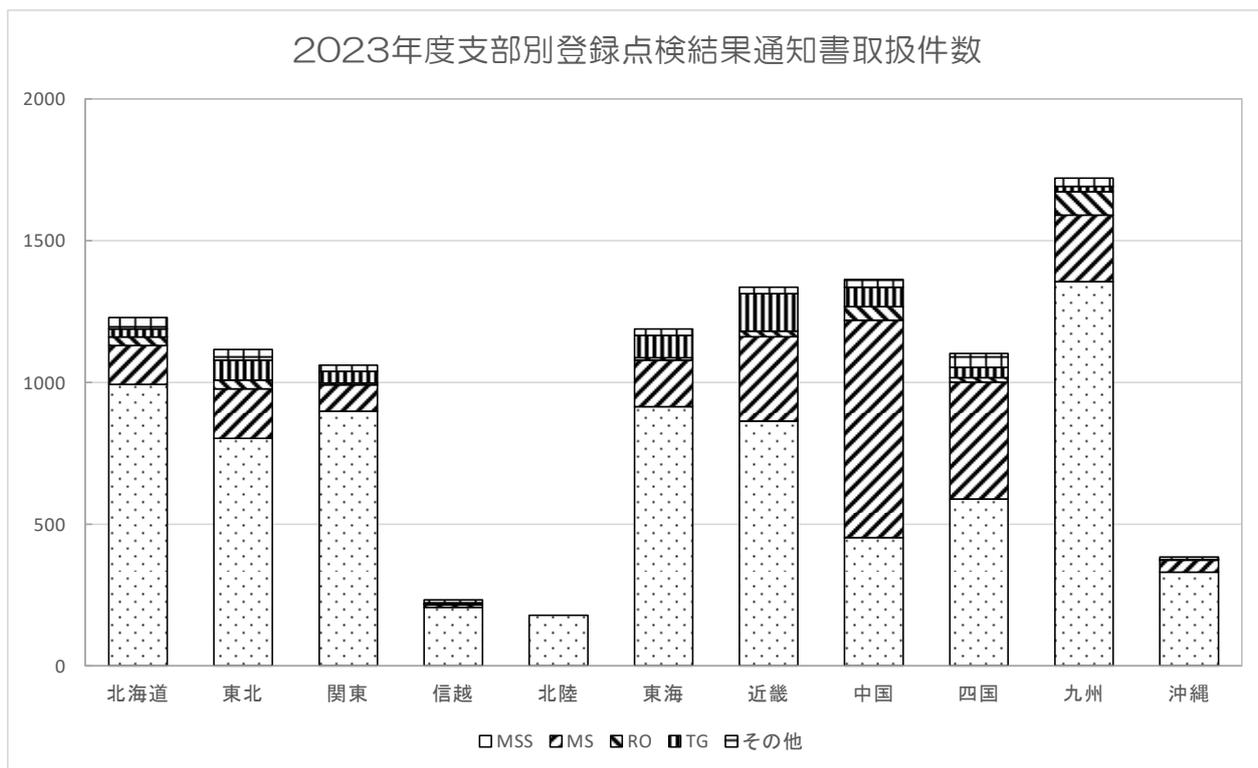
(この方法は、定期検査に限る。)の3種類あるが、(イ)の方法を利用している無線局の免許人が90%以上の多数を占めている。

当協会では、登録検査等事業者による点検事業をサポートするため、ホームページ及び機関誌といった広報媒体や全国各地で開催される講習会などを通じて、登録検査等事業者制度に関する情報を広く提供するとともに、登録検査等事業者が点検の結果を記入した点検結果通知書の事前審査を希望する場合には、当局へ提出する前に点検結果通知書の様式や記載内容が関係法令に合致しているかどうかを点検している。また、補正が必要な場合はその旨を同事業者に連絡して、同事業者からの補正依頼に基づき処理を行った後当局へ提出している。

## ② 点検結果通知書の事前審査の取扱件数

局 種	区 別	2023年度 登録点検件数	2022年度 登録点検件数
MSS (特定船舶局)	新 設	202	218
	変 更	63	67
	定 期	7,327	7,033
	合 計	7,592	7,318
MS (船舶局)	新 設	135	149
	変 更	159	108
	定 期	2,036	1,933
	合 計	2,330	2,190
RO (無線航行移動局)	新 設	0	1
	変 更	0	0
	定 期	242	241
	合 計	242	242
DS (遭難自動通報局)	新 設	0	0
	変 更	0	0
	定 期	2	7
	合 計	2	7
TG (船舶地球局)	新 設	30	40
	変 更	8	2
	定 期	440	381
	合 計	478	423
FC (海岸局)	新 設	2	1
	変 更	3	8
	定 期	214	192
	合 計	219	201
その他の局種	新 設	22	19
	変 更	3	2
	定 期	27	30
	合 計	52	51
合 計		10,915	10,432

③ 支部別点検結果通知書の事前審査の取扱件数（2023 年度）



(4) 無線局の許認可申請及び登録点検に係る情報の提供

当協会では、海上関係無線局の開設・運用に係る申請等の手続及び海上関係無線局の検査をサポートするため、当協会の機関誌「むせんこうじ」又はホームページに次のような情報の提供を行った。

- ① 令和 4 年度電波法施行等の一部改訂に伴う、衛星 EPIRB の搭載期限の周知通知
- ② 登録点検実施マニュアルに記載の登録点検報告書提出先についての周知通知

(5) 「船舶局等申請の手引」「登録検査等実施マニュアル」の図書販売事業

- ① 「2021 年度版船舶局等の手引」  
2024 年 3 月末の総販売部数：274 冊（2023 年度販売部数 6 冊）
- ② 「2021 年度版登録検査等実施マニュアル」  
2024 年 3 月末の総販売部数：387 冊（2023 年度販売部数 68 冊）

(6) 無線局登録点検員の研修会実施事業

関係法令に従い適正かつ確実に登録点検業務を実施して免許人等の信頼を得ることを目的として 2013 年から登録点検員研修会を対面により開催してきたが、2022 年度からは、研修会を対面方式による研修会として、東北、九州、関東、北海道の 4 支部で開催し、受講者は聴講者 2 名を含めて、計 53 名が受講された。

2023 年度については、研修会は北海道、東北、関東、信越、東海、北陸、近畿、中国、九州の 8 支部で実施した。研修修了証の更新期限が過ぎる更新者を中心に新規受講者も含めた 4 支部の受講者状況は下の表のとおり 8 支部合計で 157 名が受講され、その内新規が 40 名、更新が 113 名、聴講が 4 名それぞれの方が受講された。

研修者種別 支部	新規	更新	聴講	合計
	北海道（4地域で実施）	4	37	0
東北（2地域で実施）	6	11	1	18
関東	0	12	1	13
信越	3	8	1	12
東海	2	7	0	9
北陸	1	15	0	16
近畿	10	2	0	12
中国	7	16	0	23
九州	7	5	1	13
全支部合計	40	113	4	157

## 2 広報関連事業

定款に定める協会の目的及び事業の円滑な遂行を図るとともに情報の共有や法令の周知のため、機関誌「むせんこうじ」の編集、発行及び配布などの機関誌発行事業を行っている。

当協会が発行する機関誌は、現在、海上無線機器関係では唯一の定期発行書籍であり、無線工事業者をはじめ総務省、海上保安庁などの官公庁、漁業無線局、海難防止協会などの海運関係者や漁業関係者、海上関係の無線に関心がある不特定多数の方（学校や図書館を含む。）に読まれており、無線を利用する者の利益の増進に寄与している。

### （1）機関誌発行事業

定款に定める目的及び事業の円滑な遂行を図るため、5月、8月、11月、1月の4回機関誌（約650部）を発行し、会員及び関係団体に配布し、情報の共有や法令の周知を行っている。この機関誌「むせんこうじ」は、会員相互の密接な連絡と親睦及びその技術レベルの向上を図るとともに、関係官庁（法令の改正等）及び団体の動向をもできるだけ早く知らせるため、1961年6月に創刊した。創刊当時は毎月発行していたが、2000年3月号から隔月発行に変更し、2022年5月号から年4回の発行に変更した。

機関誌の掲載内容は、電波法をはじめ政省令・告示の周知及び解説、行政情報・白書、協会の活動に関する事項、技術情報、製品紹介、監督官庁からの周知事項、船舶工事に関する事項等となっている。

会員及び職員には無償で配布（430部）するとともに複数部数を希望する会員には有償で配布（38部）している。一般の購読希望者には、一冊1,430円（税込）で提供（約40部）している。また要請に応じて、国会図書館へ機関誌を寄贈している。

なお、当協会の機関誌は一般の書店では取り扱っていないので、購読希望者に対してはホームページで機関誌の情報提供や購入の受付を行っている。

掲載内容等の編集方針は、発行月の前月中旬に開催される「広報委員会」で検討して決定し、発行月の25日前後に発行・発送している。

機関誌「むせんこうじ」の広告依頼は常時受付けている。2023年度の広告掲載料は、掲載ページ、会員／非会員、年間掲載回数等で料金が異なるが、会員は、税込で1/2ページ15,730円～、1ページ23,100円～62,810円である。

(2) ホームページ関連事業

第 61 回定時総会で承認された事業報告・決算報告、事業計画・予算、新役員等の情報は、6 月下旬に更新した。

協会の概要をはじめ、会員の紹介、新着情報、会員情報、測定器校正情報、船舶局申請関係等をタイムリーに掲載するとともに会員の関心ごとである。新基準 EPIRB（型式名：Tron60AIS）の免許申請についての免許申請について（案）ご連絡した。

また、理事会等の概要についても掲載した。

2024 年度に向けてホームページの変更を実施している。

3 測定器校正事業関係

全工協は、登録検査等事業者が無線設備の点検を適正かつ確実に実施するため、電波法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号ニに規定する校正を行うために必要事項を定め、測定器の校正業務を公正かつ厳正に実施している。

2023 年度の測定器校正用標準器（周波数標準機：6 台、27MHz 帯高周波電力計：6 台、40MHz 帯高周波電力計：6 台、150MHz 帯高周波電力計：6 台、400MHz 帯高周波電力計：6 台、標準信号発生器：4 台）は、校正業務を適正かつ円滑に実施するため、一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター（松戸）において実施して各支部に配備した。

被測定器の校正は、会長から任命された各支部の校正員が標準器を用いて測定器等校正業務規程及び同細則に則り適正に実施し、本部において一元管理するとともに校正完了通知書を発行している。

また、登録検査等事業者が作成する点検結果通知書の記載欄のうち、点検に使用した測定器の校正に用いた標準器の諸元の記載を省略できるようにするため、全工協が実施した被校正測定器の諸元を一覧表にまとめ、全工協ホームページで最新のデータを掲載し、総務省に対しては、パスワードにより閲覧可能としている。

2023 年度の測定器校正件数は 1,649 件、昨年度に比べ 12 件 (-0.7%) の減少となった。なお、非会員の校正件数は、昨年度に比べ 1 件減少の 51 件（会社数は 1 社減少の 22 社）であった。2023 年度は、近畿支部で使用している標準信号発信器の故障により、スペアナの校正を一時的に校正機関に依頼した。また、空洞周波数計、レーダー周波数計については、多くは関東支部で校正を実施したため、件数が増加している。2024 年度は標準信号発信器を購入し対応する。

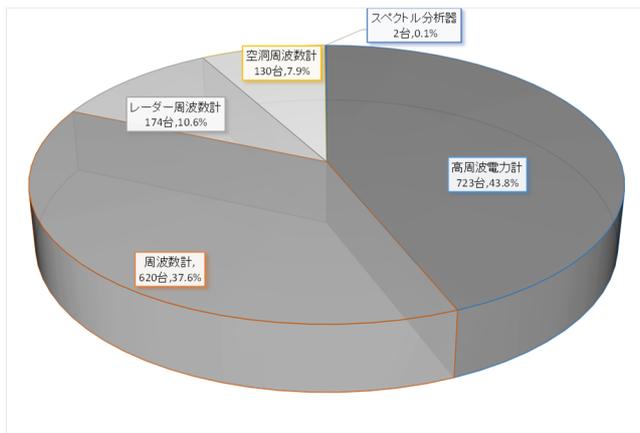
(1) 月別校正件数

年度 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2022年度	48	47	187	110	104	307	246	236	78	122	83	93	1661
2023年度	54	60	166	86	102	318	292	202	72	155	41	101	1649
差異	6	13	-21	-24	-2	11	46	-34	-6	33	-42	8	-12

(2) 本部・支部別校正件数

年度 \ 支部	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	本部	合計
2022年度	199	201	166	0	55	116	186	232	140	327	39	0	1661
2023年度	190	196	242	0	52	112	133	225	142	310	47	0	1649
差異	-9	-5	76	0	-3	-4	-53	-7	2	-17	8	0	-12

(3) 2023 年度被校正測定器の校正件数及び校正比率



#### 4 法令遵守、情報通信月間行事

毎年実施されている「電波の日・情報通信月間」の記念式典、祝賀会には、本部・支部からそれぞれ参加した。

協会関係では、前北陸支部事務局長の南良成氏が「一般社団法人全国船舶無線協会北陸支部支部長として、協会運営の指導的役割を果たすとともに、船舶に開設する無線局の申請・運用及び管理に関し積極的な支援を行うなど、北陸地域の電波利用の普及・発展に多大な貢献をされた功績」に対し、表彰されました。

#### 5 無線従事者資格取得支援事業

会員の後継者等育成の支援事業の一環として無線従事者資格取得のための支援事業は、2006年度から第四級海上無線通信士の通信教育及び直前講習を実施してきた、2022年度は法規を部内講師により実施したが、2023年度は、講師の手配ができず実施を見送った。

#### 6 電波法令違反処理委員会

会員が犯した電波法令違反行為を戒め再発防止を図るため、行政当局から処分を受けた場合に、会長が指名する委員により構成される委員会の審議により、協会における処分を決定することとしている。2023年度は会員皆様の法令の遵守により違反者もなく処分は行われなかった。

#### 7 水洋会部会

##### (1) 運営・業務委員会

水洋会部会の事業計画、収支決算、予算を含む水洋会部会の運営方法や活動状況を審議するため、2か月に1回開催した。

##### (2) 技術委員会

技術基準、国際会議の概要報告及び諸技術情報等の検討を行うため、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課の担当官を交えて毎月1回開催した。主な議題は次のとおり。

- EPRIBの電波法規則、告示改正
- EPIRB AIS User ID
- 国際VHF無線電話装置の4桁チャンネル表示
- 船舶航空機間双方向無線電話
- 9GHz帯小型船舶用固体素子レーダー
- 非静止衛星通信システム
- 海上無線通信の最新動向
- 自律型海上無線機器（AMRD）関係
- X帯沿岸監視用レーダー
- 気象レーダー関係
- 低出力長距離通信技術（ELTRES）
- デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会
- 型式検定関係
- 無人運航船プロジェクト
- GMDSS無線設備の保守等の承認
- 型式承認試験基準関係（EPIRB, VDR, GMDSS）
- IEC 62288\_Ed.3の改正、BAM対応について
- EPIRBの試験電波発射

- MED の概要と実施規則（EU MED 第 7 版）
- 知床遊覧船事故関係
- IEC TC80 総会審議結果報告
- IEC 規格の動向
- 第 11 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR 11）審議結果
- 第 107 回海上安全委員会（MSC 107）の審議結果
- 第 19 回 IMO/ITU 合同専門家会合（IMO/ITU EG19）審議結果
- IMO VHF データ交換システム(VDES) コレスポネンスグループ対応
- 国際会議開催予定

(3) その他外部の委員会、研究会、検討会、国際会議

外部の委員会、研究会及び検討会、並びに国際会議に水洋会部会の田北事務局長が参加した。主なものは次のとおり。

- ①総務省 WRC 関係機関連絡会（構成員）
- ②情報通信審議会 情報通信技術分科会 気象レーダー作業班（構成員）
- ③情報通信審議会 情報通信技術分科会 X 帯沿岸監視用レーダー作業班（構成員）
- ④日本船舶技術研究協会 次世代航海設備検討プロジェクト（委員）
- ⑤日本船舶技術研究協会 航海分科会（委員）
- ⑥日本船舶技術研究協会 安全ガイドライン等策定委員会（委員）
- ⑦電波産業会 海上無線通信の高度化に関する調査検討会（委員）
- ⑧電子情報技術産業協会（JEITA）（航海機器、無線通信機器の IEC 国際規格対応）
  - TC80 国内委員会（客員）
  - 航海システム専門委員会（客員）
  - 船内共通事項標準化グループ（客員）
  - 船内システム標準化グループ（客員）
  - 船用無線情報標準化グループ（客員）
  - 航法システム標準化グループ（客員）
- ⑨日本無線協会 評議員会（評議員）
- ⑩日本船舶品質管理協会 舶用品等に関する法令研究及び情報提供委員会（委員）
- ⑪日本船舶品質管理協会 舶用品技術開発評価委員会（委員）
- ⑫IMO 第 11 回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会（NCSR 11）（日本代表団）

## 8 関係団体との連携について

一般社団法人日本船舶品質管理協会

一般社団法人日本船舶品質管理協会に開催する当協会会員を対象とした GMDSS 救命設備積み付けに係る資格取得のための講習会等は、当協会が、講習会周知や新規受講希望者の取りまとめを行う等の協力を行っている。この資格の新規講習会、更新研修会には、全工協が冒頭挨拶を行っている。

- ① 2023 年度 GMDSS 救命設備積付け技術研修会（東京会場）
  - 開催日：2023 年 10 月 20 日
  - 参加者：全工協会員（19 名）
- ② 2023 年度 GMDSS 救命設備積付け技術研修会（大阪会場）
  - 開催日：2023 年 12 月 8 日
  - 参加者：全工協会員（38 名）